

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-210181

(P2007-210181A)

(43) 公開日 平成19年8月23日(2007.8.23)

(51) Int. Cl.

B 4 2 D 15/02 (2006.01)

F I

B 4 2 D 15/02 5 0 1 B

テーマコード (参考)

2 C 0 0 5

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2006-31847 (P2006-31847)
 (22) 出願日 平成18年2月9日(2006.2.9)

(71) 出願人 591211205
 福島印刷株式会社
 石川県金沢市佐奇森町ルー6番地
 (74) 代理人 100090712
 弁理士 松田 忠秋
 (72) 発明者 中屋 雄一
 石川県金沢市佐奇森町ル6番地 福島印刷
 株式会社内
 (72) 発明者 北川 隆次
 石川県金沢市佐奇森町ル6番地 福島印刷
 株式会社内
 (72) 発明者 長田 昭夫
 石川県金沢市佐奇森町ル6番地 福島印刷
 株式会社内

最終頁に続く

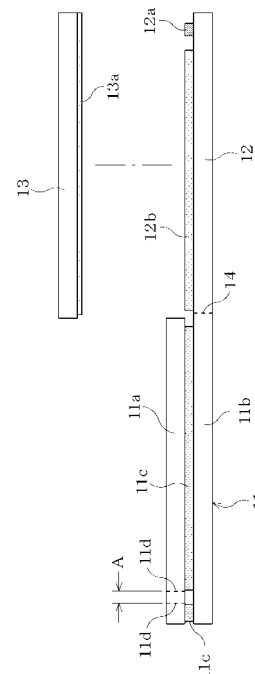
(54) 【発明の名称】 隠蔽葉書

(57) 【要約】

【課題】 プリンタ等による印刷処理の際に、給紙傷害、印字傷害が発生することを防止する。

【解決手段】 上部紙 1 1 a、下部紙 1 1 b を積層する本体用紙 1 1 と、下部紙 1 1 b に接続するシール用紙 1 2 と、シール用紙 1 2 上の強粘着剤 1 2 a、粘着剤 1 2 b を保護する剥離紙 1 3 とを設ける。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

上部紙、下部紙を積層する葉書大の本体用紙と、前記下部紙の一辺に接続し、前記上部紙上の秘密情報を隠蔽可能なシール用紙と、該シール用紙上の強粘着剤、粘着剤を保護し、前記上部紙と実質的に同一厚さの剥離紙とを備えてなり、剥離不能な感圧性の前記強粘着剤は、前記シール用紙の先端側の一辺に沿って細幅に配置し、剥離可能な感圧性の前記粘着剤は、前記強粘着剤の領域を除く前記シール用紙のほぼ全域に配置し、前記上部紙には、前記シール用紙を前記上部紙上に折り返すとき前記強粘着剤の領域を含む細幅の区画領域を形成し、該区画領域は、前記シール用紙を剥がすことにより、前記強粘着剤を介して厚さ方向の少なくとも一部が前記シール用紙側に移行することを特徴とする隠蔽葉書。

10

【請求項 2】

前記区画領域は、ハーフカット線、切取り用のカット線、切取り用のミシン目のいずれかによって区画することを特徴とする請求項 1 記載の隠蔽葉書。

【請求項 3】

前記区画領域は、前記下部紙に貼り合わせることを特徴とする請求項 1 または請求項 2 記載の隠蔽葉書。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、葉書上の秘密情報を隠蔽し、開封された事実を証拠として残すことができる隠蔽葉書に関する。

20

【背景技術】

【0002】

葉書上の秘密情報を隠蔽するために、隠蔽用のシールが用いられている。なお、隠蔽用のシールは、たとえば折返し用のミシン目を介して葉書と一体に接続し、いわゆる隠蔽葉書として構成することができる。

【0003】

隠蔽葉書の隠蔽用のシールについて、折返しの先端側の端縁に沿って剥離不能な強粘着剤を細幅に塗布し、強粘着剤の領域の直近内側に切取り用のミシン目を形成するものが提案されている（特許文献 1）。ただし、強粘着剤の領域以外の全域には、剥離可能な粘着剤が塗布されている。このものは、切取り用のミシン目に沿って隠蔽用のシールを破断しながら剥離して開封するものであり、秘密情報の秘密保持性を高めるとともに、切り離されたシールの一部が葉書上に残るから、開封された事実を証拠として確実に残すことができる。

30

【0004】

なお、切取り用のミシン目を設けるに代えて、ハーフカット線による細幅の区画領域内に強粘着剤を配置してもよい（特許文献 2）。隠蔽用のシールを剥がす際に、区画領域内の表面部分が層間剥離を生じてむしり取られ、開封後の葉書の表面に移行することにより、開封された事実を証拠として残すことができる。

【特許文献 1】特開平 7 - 17165 号公報

40

【特許文献 2】特開 2005 - 305956 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

かかる従来技術による場合は、折返し用のミシン目を介して葉書に接続する隠蔽用のシールは、葉書と同一厚さであり、隠蔽用のシール上の強粘着剤、粘着剤は、剥離処理を施した剥離紙を介して保護しなければならないから、葉書部分と、隠蔽用のシール部分とにおける合計紙厚さが異なる結果、プリンタ等による印刷処理の際に重大な給紙傷害、印字傷害を発生したり、他の書類とともに封書に封入するなどの際に自動機械処理が困難になったりすることがあるという問題があった。なお、粘着剤として、加圧によって自着性を

50

発現するタイプを使用すれば、剥離紙の使用を排除し得るが、それでは、秘密情報の隠蔽処理の際に専用の高圧プレス機械が必要となり、一般性に欠けるという欠点がある。

【0006】

そこで、この発明の目的は、かかる従来技術の問題に鑑み、上部紙、下部紙を積層する本体用紙と、下部紙の一辺に接続するシール用紙と、シール用紙上の剥離紙とを組み合わせることによって、全体の合計紙厚さを実質的に同一にし、プリンタ等による印刷処理を含む自動機械処理を支障なく実行することができる隠蔽葉書を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0007】

かかる目的を達成するためのこの発明の構成は、上部紙、下部紙を積層する葉書大の本体用紙と、下部紙の一辺に接続し、上部紙上の秘密情報を隠蔽可能なシール用紙と、シール用紙上の強粘着剤、粘着剤を保護し、上部紙と実質的に同一厚さの剥離紙とを備えてなり、剥離不能な感圧性の強粘着剤は、シール用紙の先端側の一辺に沿って細幅に配置し、剥離可能な感圧性の粘着剤は、強粘着剤の領域を除くシール用紙のほぼ全域に配置し、上部紙には、シール用紙を上部紙上に折り返すとき強粘着剤の領域を含む細幅の区画領域を形成し、区画領域は、シール用紙を剥がすことにより、強粘着剤を介して厚さ方向の少なくとも一部がシール用紙側に移行するとをその要旨とする。

10

【0008】

なお、区画領域は、ハーフカット線、切取り用のカット線、切取り用のミシン目のいずれかによって区画することができ、下部紙に貼り合わせることができる。

20

【0009】

ただし、この発明において、「ほぼ全域」とは、たとえばシール用紙の先端と強粘着剤との間、強粘着剤、粘着剤の各領域の間などに残す小幅のスペースを除く全域をいう。また、「ハーフカット線」とは、紙材の一方の面から他方の面に向けて切り込む刃物の軌跡であって、その切込み深さが紙材の厚さの全部でなく、一部に留まるものをいう。

【発明の効果】

【0010】

かかる発明の構成によるときは、剥離紙は、本体用紙の上部紙と実質的に同一厚さであり、シール用紙は、本体用紙の下部紙に接続するから、本体用紙の部分と、剥離紙を含むシール用紙の部分とは、合計紙厚さが実質的に同一である。よって、プリンタ等による印刷処理に際しても、給紙傷害、印字傷害を発生するおそれがなく、その他の自動機械処理も、支障なく実行可能である。なお、シール用紙は、剥離紙を剥離し、強粘着剤、粘着剤を介して本体用紙の上部紙に接着することにより、上部紙上の秘密情報を隠蔽することができる。すなわち、シール用紙は、葉書大の本体用紙より小さくなく、上部紙上の秘密情報の表示領域を十分被覆可能な大きさであり、秘密情報を読み取ることができないように、光の透過性が十分小さいものとする。

30

【0011】

秘密情報を読み取るときは、シール用紙を上部紙から剥離して開封するが、このとき、上部紙の区画領域内に位置する強粘着剤は剥離不能であるため、上部紙は、区画領域内の層間剥離を引き起してその表面部分のみがむしり取られ、または区画領域だけが切り離されてシール用紙側に細幅に移行し、開封された事実を証拠として確実に残すことができる。なお、このようにして区画領域内の表面部分がむしり取られるのは、ハーフカット線によって区画領域を区画する場合であり、このとき、上部紙の区画領域の部分は、下部紙に対して十分強固に貼り合わせておくものとする。また、切取り用のカット線、切取り用のミシン目によって区画領域を区画すると、区画領域だけが全部切り離されるが、このとき、上部紙の区画領域の部分は、下部紙に対し、全く貼り合わせないか、極く小さな接着力で貼り合わせるものとする。

40

【0012】

以上のようにして、シール用紙を剥離すると、上部紙に形成されている区画領域の厚さ方向の少なくとも一部が強粘着剤を介してシール用紙側に移行するが、シール用紙を剥離

50

するのに格別な配慮や技能は何ら必要でなく、一挙に簡単に剥離することができる。

【0013】

本体用紙の上部紙、下部紙は、それぞれ上質紙、コート紙のいずれであってもよい。なお、区画領域を形成するーフカット線、切取り用のカット線、切取り用のミシン目は、たとえば一對の転がしスリッター刃を使用して等間隔の2条を形成することができるが、2条以上の多条としてもよく、梯子状にしてもよく、直線状に形成する他、曲線状、湾曲線状などに形成してもよい。ーフカット線、切取り用のカット線、切取り用のミシン目の形態は、上部紙の紙質、特に厚さにより適宜決定することによって、強粘着剤を介し、区画領域内の表面部分を円滑にむしり取り、区画領域だけを円滑に切り離すことができる。また、区画領域は、紙端の破断開始位置に配置する切取り用のカット線と、残りの切取り用のミシン目との組合せにより区画してもよい。

10

【0014】

シール用紙上の剥離可能な粘着剤、剥離不能な強粘着剤は、特に限定されるものではなく、公知の任意のものを使用することができる。粘着剤は、たとえば天然ゴム主成分の水性エマルジョン形感圧接着剤であって、乾燥後の剥離強度5～20g/cm程度の接着力を有するものが好ましく、強粘着剤は、同様の感圧接着剤であって、粘着剤の2倍程度の接着力を有するものが好ましい。なお、本体用紙の上部紙、下部紙も、同様の強粘着剤を使用して接着することができる。

【0015】

シール用紙上の粘着剤、強粘着剤、本体用紙の上部紙、下部紙の積層用の強粘着剤は、共通の水性エマルジョン形感圧接着剤を使用し、それぞれの塗布厚みを調整して望ましい接着力を実現することができる。ただし、感圧接着剤は、一様に塗布するべた塗りの他、万線や網点、水玉模様などの塗布パターンにより接着力を調整してもよい。なお、上部紙、下部紙の積層用の強粘着剤は、下部紙上に配置すればよいから、下部紙と連続するシール用紙上の粘着剤、強粘着剤とともに、フレキソ印刷方式のアニロックスローラ上のセル容積を変化させ、またはアニロックスローラに接触させるドクタブレードの接圧(間隙)を変化させ、あるいは感圧接着剤の塗布パターンを決定する版胴の模様パターンを変化させるなどの1または2以上を併用することにより、1台の粘着剤塗布ユニットによりそれぞれの接着力を一挙に実現することができる。

20

【0016】

シール用紙は、下部紙に接続させることにより、下部紙と連続している。そこで、剥離紙も、切取り用のミシン目または切取り用のカット線を介して上部紙の一辺に接続させ、上部紙に連続させることが望ましい。これにより、上部紙、下部紙の本体用紙の部分と、剥離紙、シール用紙の部分とが完全に同一紙厚さとなり、プリンタ等の印刷機械や自動機械に対して支障なく給紙して処理することができる。ただし、剥離紙は、上部紙と実質的に同一厚さの別体の紙片としてもよい。また、剥離紙は、使用時に粘着剤、強粘着剤から円滑に剥がして除去し得るように、シリコン含有ニスなどによる離型処理を施すものとする。

30

【発明を実施するための最良の形態】

【0017】

以下、図面を以って発明の実施の形態を説明する。

40

【0018】

隠蔽葉書は、上部紙11a、下部紙11bを積層する本体用紙11と、下部紙11bの一辺に接続するシール用紙12と、剥離紙13とを備えてなる(図1、図2)。ただし、図1は、各用紙の厚さ方向を誇張して図示されている。

【0019】

本体用紙11は、葉書大に形成されている。シール用紙12は、折返し用のミシン目14を介し、下部紙11bの長辺側の一辺に接続されている。ただし、シール用紙12の幅は、下部紙11bの幅より僅かに小さく設定されている。一方、剥離紙13は、切取り用のカット線15を介し、上部紙11aの長辺側の一辺に接続されており、上部紙11a、

50

剥離紙 13 は、ほぼ同一幅に設定されている。なお、折返し用のミシン目 14 は、下部紙 11b、シール用紙 12 の上面側から形成する折返し用の小溝状の罫線としてもよい。

【0020】

上部紙 11a は、下部紙 11b 上の強粘着剤 11c、11c を介し、下部紙 11b 上に積層されて接着されている。なお、上部紙 11a には、平行な切取り用のミシン目 11d、11d を介して細幅の区画領域 A が剥離紙 13 と反対側の長辺に沿って形成されている。ただし、下部紙 11b 上の強粘着剤 11c、11c は、区画領域 A に対応する部分が細幅の帯状に削除され、したがって、区画領域 A の部分は、下部紙 11b に接着されていないものとする。

【0021】

シール用紙 12 上には、折返し用のミシン目 14 に対向する先端側の一辺に沿って細幅の強粘着剤 12a が配置され、強粘着剤 12a の領域を除くほぼ全域には、粘着剤 12b が配置されている。強粘着剤 12a、粘着剤 12b は、それぞれ剥離不能、剥離可能な感圧性接着剤である。また、剥離紙 13 の下面には、シール用紙 12 上の強粘着剤 12a、粘着剤 12b をカバーするほぼ全域に離型処理 13a が施されている。なお、下部紙 11b とシール用紙 12、上部紙 11a と剥離紙 13 の各全体形状は、互いに同形同大である。

10

【0022】

かかる隠蔽葉書は、粘着剤 12b、強粘着剤 12a を介してシール用紙 12 上に剥離紙 13 を接着した状態で、本体用紙 11 の部分、シール用紙 12、剥離紙 13 の部分の各合計紙厚さが完全に同一である。そこで、隠蔽葉書は、プリンタなどの印刷機械に給紙し、下部紙 11b、シール用紙 12 の各下面、上部紙 11a、剥離紙 13 の各上面に対し、任意の情報を印刷処理することができる。また、このとき、上部紙 11a の上面の区画領域 A と切取り用のカット線 15 との間には、個人情報などの秘密情報を印字し、または、秘密情報を追加記入するための図示しない表示スペースを併せて印刷することができる。

20

【0023】

上部紙 11a 上に必要な秘密情報を印字し、または追加記入したら、シール用紙 12 から剥離紙 13 を剥離する(図 1)。その後、折返し用のミシン目 14 を介してシール用紙 12 を上部紙 11a 上に折り返し(図 3(A))、強粘着剤 12a、粘着剤 12b を介して接着すると、シール用紙 12 により上部紙 11a 上の秘密情報を隠蔽するとともに、全体を葉書大に形成することができるから、そのまま葉書として名宛人に郵送すればよい。ただし、このとき、たとえばシール用紙 12 の上面側または下部紙 11b の下面側を宛名面として利用するものとする。

30

【0024】

なお、このようにしてシール用紙 12 を上部紙 11a 上に折り返すと、シール用紙 12 上の強粘着剤 12a の領域は、上部紙 11a の区画領域 A に対応し、区画領域 A に含まれる。また、このとき、シール用紙 12 の先端は、強粘着剤 11c、11c を介して一体に接着されている上部紙 11a、下部紙 11b の紙端より僅かに後退し、区画領域 A を接着する強粘着剤 12a の領域との間に細幅の非接着領域 B が形成される。

【0025】

そこで、葉書を受け取った名宛人は、たとえばシール用紙 12 の非接着領域 B を指掛け部として利用してシール用紙 12 を剥離し(図 3(B)の矢印方向)、上部紙 11a 上の秘密情報を開封して読み取ることができる。このとき、上部紙 11a の区画領域 A は、切取り用のミシン目 11d、11d を介して破断され、剥離不能な強粘着剤 12a を介してシール用紙 12 側に細幅に移行することにより、開封された事実を証拠として残すことができる。ただし、図 3(B)は、シール用紙 12 の剥離の途中段階を図示しており、シール用紙 12 は、最終的に剥離可能な粘着剤 12b の全領域を剥離し、折返し用のミシン目 14 を介して下部紙 11b と同一平面に復帰させることにより、上部紙 11a 上の全情報を露出させることができる。

40

【0026】

50

以上の説明において、強粘着剤 1 1 c、1 1 c を含む本体用紙 1 1 は、1 2 8 ~ 3 8 4 g/m² とする必要があり、上部紙 1 1 a、剥離紙 1 3 は、たとえば 8 1 g/m² の上質紙を使用することができ、下部紙 1 1 b、シール用紙 1 2 は、たとえば 1 0 4 g/m² の上質紙を使用することができる。また、区画領域 A 用の切取り用のミシン目 1 1 d、1 1 d は、それぞれたとえばカット部 1 . 5 mm タイ部 0 . 2 mm のミシン線とすることが好ましく、折返し用のミシン目 1 4 は、たとえばカット部 2 mm タイ部 1 mm のミシン線とすることが好ましい。

【他の実施の形態】

【0 0 2 7】

シール用紙 1 2、剥離紙 1 3 は、それぞれ葉書大の本体用紙 1 1 の下部紙 1 1 b、上部紙 1 1 a の短辺側の一边に接続することができる（図 4）。ただし、同図において、下部紙 1 1 b は、図示されていない。また、シール用紙 1 2、剥離紙 1 3 は、上部紙 1 1 a 上の秘密情報を隠蔽するに足りる最小面積に形成され、本体用紙 1 1 より十分小さい。そこで、上部紙 1 1 a の区画領域 A は、シール用紙 1 2 を上部紙 1 1 a 上に折り返すとき、シール用紙 1 2 上の強粘着剤 1 2 a の領域を含むように、上部紙 1 1 a の長辺方向の中間位置に配置されている。

10

【0 0 2 8】

上部紙 1 1 a の区画領域 A は、強粘着剤 1 1 c、1 1 c より小さい接着力の図示しない粘着剤を介し、下部紙 1 1 b に貼り合わせてもよい。上部紙 1 1 a を下部紙 1 1 b に接着する際に、区画領域 A の部分に有害なしわや凹凸などが生じるおそれを少なくすることができる。また、このときの区画領域 A は、切取り用のミシン目 1 1 d、1 1 d に代えて、切取り用のカット線を介して区画してもよく、破断開始位置に配置する切取り用のカット線と、残りの切取り用のミシン目との組合せにより区画してもよい。

20

【0 0 2 9】

上部紙 1 1 a の区画領域 A は、ハーフカット線 1 1 e、1 1 e を介して区画することができる（図 5（A））。なお、図 5 の上部紙 1 1 a は、区画領域 A を含むほぼ全域が強粘着剤 1 1 c を介して下部紙 1 1 b に貼り合わされている。

【0 0 3 0】

シール用紙 1 2 を剥離して上部紙 1 1 a 上の秘密情報を開封すると（図 5（B）の矢印方向）、上部紙 1 1 a の区画領域 A は、層間剥離を起して表面部分のみがむしり取られ、厚さ方向の一部が強粘着剤 1 2 a を介してシール用紙 1 2 側に細幅に移行し、秘密情報を開封した証拠として残る。

30

【0 0 3 1】

以上の説明において、シール用紙 1 2 には、剥離の際の最初の指掛け位置を表示しておくことが好ましい。また、シール用紙 1 2 は、透光性を少なくして上部紙 1 1 a 上の秘密情報の隠蔽性を高めるために、強粘着剤 1 2 a、粘着剤 1 2 b を配置するに先き立って、適切な連続文様を印刷し、または濃色に塗りつぶしておくことが好ましい。なお、剥離紙 1 3 は、切取り用のカット線 1 5 を介して上部紙 1 1 a に接続するに代えて、上部紙 1 1 a と実質的に同一厚さの別体の紙片としてもよい。

【図面の簡単な説明】

【0 0 3 2】

【図 1】全体構成説明図

【図 2】全体平面図

【図 3】使用状態説明図

【図 4】他の実施の形態を示す図 2 相当図

【図 5】他の実施の形態を示す図 3 相当説明図

【符号の説明】

【0 0 3 3】

A ... 区画領域

1 1 ... 本体用紙

1 1 a ... 上部紙

40

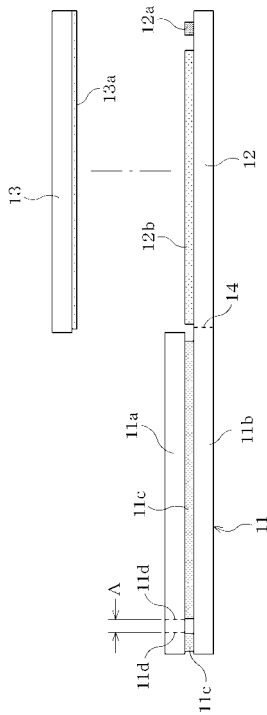
50

- 1 1 b ... 下部紙
- 1 1 d ... 切取り用のミシン目
- 1 1 e ... ハーフカット線
- 1 2 ... シール用紙
- 1 2 a ... 強粘着剤
- 1 2 b ... 粘着剤
- 1 3 ... 剥離紙

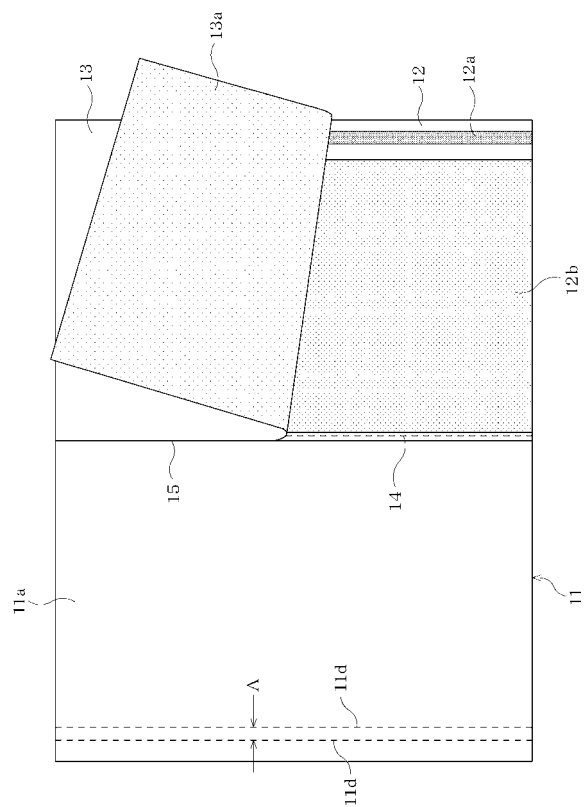
特許出願人
代理人 弁理士

福島印刷株式会社
松田 忠秋

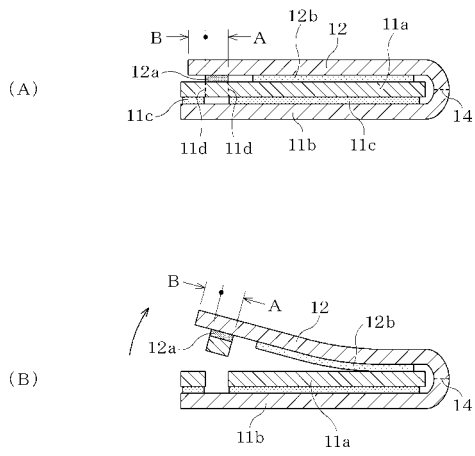
【 図 1 】



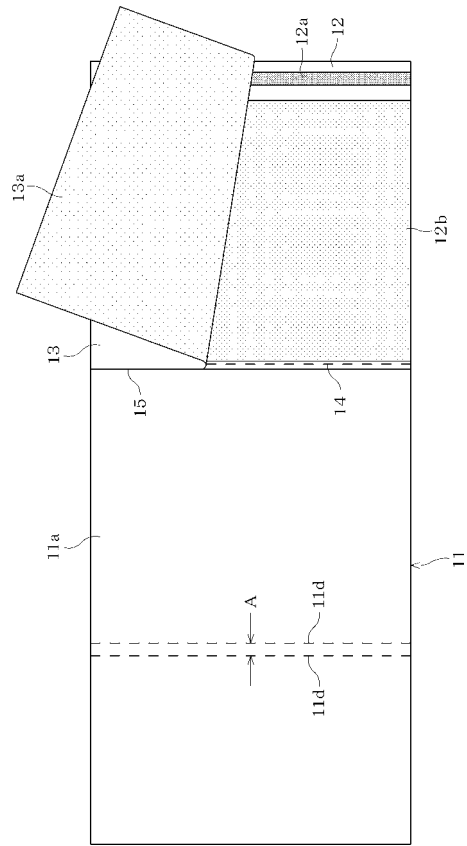
【 図 2 】



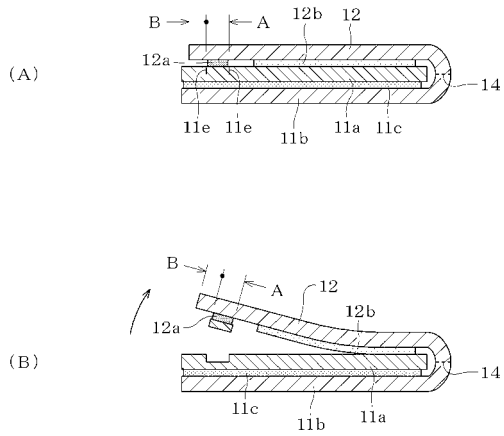
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



フロントページの続き

- (72)発明者 吉岡 美治
石川県金沢市佐奇森町ル6番地 福島印刷株式会社内
- (72)発明者 山口 英晃
石川県金沢市佐奇森町ル6番地 福島印刷株式会社内
- (72)発明者 林 達也
石川県金沢市佐奇森町ル6番地 福島印刷株式会社内
- Fターム(参考) 2C005 WA03